

諮問日：平成29年2月16日（平成28年度（最情）諮問第30号）

答申日：平成29年4月28日（平成29年度（最情）答申第2号）

件名：裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の制作費用が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の制作費用が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年1月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした原判断は、相当である。

2 理由

裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」は、裁判所職員の採用及びこれに関連する情報を発信する場面において活用することを目的として作成されたも

のであるところ、作成に当たり費用は発生していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年3月13日 審議
- ⑤ 同年4月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明であると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。
- 2 最高裁判所事務総長は、裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」を作成するに当たり費用は発生していないと説明するので、その理由について当委員会庶務に確認させたところ、最高裁判所の職員が作成したために、外部に対する委任・発注はされていないとのことであった。

したがって、他に作成費用が発生したことをうかがわせる事情が見当たらない以上、費用が発生していないために本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。
- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人